

2025年10月16日  
公立大学法人大阪

## 懲戒処分の公表について

このたび、本法人において下記のとおり処分を行いました。

### 記

#### 1. 被処分者

大阪公立大学 医学研究院大学院医学研究科 教授

#### 2. 処分内容

戒告

(根拠規定 公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第5号、第6号及び第8号)

#### 3. 処分発令日

2025年10月16日

#### 4. 事案概要

当該教員において、不適切な薬品管理及び学外者への不適切な発言があつた。

#### 5. 再発防止に向けた取り組み

このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、被害を受けられた方に対し  
ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の事案を厳粛に受け止め、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたって  
いく所存です。

以上

〈本件の問い合わせ先〉

本部事務機構人事戦略部人事労務課(大阪公立大学)

TEL:06-6967-1824

(参考)

○公立大学法人大阪大阪教職員就業規則(抄)

(懲戒の事由)

第52条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があつたとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があつたとき